

介護支援専門員証交付手数料の改定について

介護支援専門員証の交付にかかる手数料について、下記のとおり改定しますので、お知らせします。

1. 改定年月日 平成31年4月1日

2. 改定内容 「新規交付」「更新」「登録移転による交付」にかかる手数料の改定

【改定前】		【改定後】	
区分	金額	区分	金額
新規交付	1,500円	新規交付	2,000円
更新	1,500円	更新	2,000円
登録移転による交付	1,500円	登録移転による交付	2,000円
書換え	1,500円	書換え	1,500円
再交付	1,500円	再交付	1,500円

3. 留意事項

○改定前の手数料で受け付けるもの・・・平成31年3月29日（金）までに提出された申請書（郵送の場合、必着）

○改定後の手数料で受け付けるもの・・・平成31年4月1日（月）以降受け付ける申請書

※平成31年3月30日（土）、31日（日）は閉庁日のため、ご注意ください。

〔更新申請にかかるもの〕

① 長崎県では、更新申請書は有効期間満了日の6ヶ月前から受け付けております。平成31年9月末までの間に有効期間満了となる方（平成31年3月の申請受付対象者）が介護支援専門員証の更新申請を行う場合、**平成31年4月1日以降に受け付けるものは上記改定後の手数料が必要**となります。

② 平成31年3月30日（土）、31日（日）有効期間満了となる方で、介護支援専門員証の更新が必要な場合、更新申請書を必ず3月29日（金）までに受け付けることができるようご提出ください。